沢池デイサービスセンター 重 要 事 項 説 明 書

介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号通所事業 (通所介護相当サービス) 用

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている通所介護相当サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「茨木市通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」「茨木市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」の規定に基づきサービス提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 通所介護相当サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人大阪府社会福祉事業団
代表者氏名	理事長行松英明
本 社 所 在 地 (連絡先及び電話番号等)	(法人登記簿記載の所在地)大阪府箕面市白島三丁目5番50号(連絡先部署名)企画・指導グループ(電話番号)072-724-8166(ファックス番号)072-724-8165
法人設立年月日	昭和46年3月25日

- 2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について
- (1) 事業所の所在地等

	-
事業所名称	沢池デイサービスセンター
介護保険指定事業所番号	第2774200774号
事業所所在地	大阪府茨木市南春日丘5丁目1番8号
連 絡 先 相談担当者名	(電話) 072-624-2800 (ファックス番号) 072-631-1302 (相談担当者)中川 健太郎
事業所の通常の 事業の実施地域	茨木市
利 用 定 員	月曜日~土曜日45名 日曜日30名

更新日:R7年5月

(2) 事業の目的及び運営の方針

	——————————————————————————————————————
事業の目的	指定通所介護事業所は、介護保険法に従い、ご契約者(利用者)が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とし、必要な日常生活上の介護および機能訓練を行うことにより、社会的孤立感の解消および心身機能の維持向上等を図るとともに、その家族の身体的・精神的な負担の軽減を図ります。
運営の方針	利用者の個々の状態を常に把握し、それぞれに応じた個別処遇を実施するとともに、きめ細やかな対応を臨機応変に実施します。

(3)事業所窓口の営業日及び営業時間

営	業	日	年中無休
営	業時	間	9:00から17:45

(4) サービス提供時間

サービス提供日	月曜日~日曜日
サービス提供時間	9:00から17:00

(5) 事業所の職員体制

理者 (氏名) 中川 健太郎

職	職務内容	人員数
管理者	1 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、 通所介護相当サービスの目標、当該目標を達成する ための具体的なサービスの内容、当該通所介護相当 サービスの提供を行う期間等を記載した通所介護相 当サービス個別計画を作成します。	常勤 1名
生活相談員	1 利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。2 それぞれの利用者について、通所介護相当サービス個別計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。	常勤 3名 非常勤2名
看護師・ 准看護師 (看護職 員)	1 サービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状況等の把握を行います。2 利用者の静養のための必要な措置を行います。3 利用者の病状が急変した場合等に、利用者の主治医等の指示を受けて、必要な看護を行います。	常勤 1名非常勤3名
介護職員	1 通所介護相当サービス個別計画に基づき、必要な日常生活上の世話及び介護を行います。	常勤 1名 非常勤 2 0 名

機能訓練指導員	1 通所介護相当サービス個別計画に基づき、その利用 者が可能な限りその居宅において、その有する能力 に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、 機能訓練を行います。	常勤 1名 非常勤3名
送迎運転 手	1 利用者の送迎時の車の運転及び乗降時等に必要な介助を行います。	非常勤7名
事務職員	1 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	非常勤 1 名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1)提供するサービスの内容について

サービス	ス区分と種類	サービスの内容
通所介護相当サービス個 別計画の作成等		1 利用者に係る介護予防ケアマネジメント実施者が作成したサービス計画に基づき、利用者の意向や心身の状況等に配意し、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた通所介護相当サービス個別計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 3 通所介護相当サービス個別計画の内容について、利用者の同意を得たときは、通所介護相当サービス個別計画の内容について、利用者の同意を得たときは、通所介護相当サービス個別計画の変更
		を行います。 事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所
利用者居宅	うへの送迎	までの間の送迎を行います。 ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送 迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行 うことがあります。
	食事の提供及 び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。 また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
日常生活	入浴の提供及 び介助	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴(全身浴・部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。
上の世話	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換 を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助 を行います。
	移動·移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移 乗の介助を行います。

	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服 薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
	日常生活動作 を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
機能訓練	レクリエーシ ョンを通じた 訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーション や歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	器具等を使用 した訓練	利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に 基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。
その他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等 の場を提供します。

注)1 実施期間終了後に、介護予防支援事業者等によるケアマネジメントの結果、サービス提供の継続が必要であると判断される場合は、引き続きサービスを受けることができます。

(2) 従業者の禁止行為

従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為 (ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。)
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他 迷惑行為

(3)提供するサービスの利用料、利用者負担額(一定所得以上の方は2割)について

			\ਵ	-C #11 11	125世			13 =C =U U	1.5-	曲
					ービス費			通所型サ		
サービス			(週 1 回利用)			(週2回利用)				
提供区分			(事業対象者・要支援1.2)			(事業対象者・要支援2のみ)				
			利用:	料	利用者負	担額	利	用料	利用	者負担額
					1, 879 ∄⁄	月(1割)			3, 78	4円/月(1割)
通'	常の場合	基本	18, 78	89 円/月	3, 758 円//			′, 839 円∕月		
			·		5, 637 円/			01, 000 1, 7,		11, 352 円/月 (3割)
					456 ∄∕ 🛚	1 / 1 宇川				3 円/回(1割)
予定し	より利用回数	基本	(月の利用か	バ3回まで)	912 円/回		(月の利用	用が7回まで)		5 円/回(1割) 6 円/回(2割)
が少な	い場合	本本	4, 5	56円/回			4	, 671 円∕回		
					1, 368 円/回	」(3割)		,,	1, 404	4円/回(3割)
	÷n.		tut-			利)	甲者			*F ~~
	加	•	算	利	川用料		用者 坦額	算定	回	数等
要	加	•	算	利	川用料			算 定	回	数等
要 支				禾	川用料	負担		算定	0	数等
要支援	介護職員処			利	川用料	負i 176	坦額	算 定	<u> </u>	数等
要支援度に	介護職員処	□ 遇 改 ଶ	善画	秆	1, 756 円	負i 176 351	担額 円/月(1割)	算 定	回	数等
要支援度によ			善画	禾		負i 176 351	担額 円/月 (1割) 円/月 (2割)	算 定	回	数等
要支援度による	介護職員処要		善	禾		負i 176 351 527	担額 円/月 (1割) 円/月 (2割)	算 定 1月に1		数 等
要支援度による区グ	介護職員処	□ 遇 改 ଶ	善	禾		負担 176 351 527 349 698	四/月 (1割) 円/月 (3割) 円/月 (3割) 円/月 (1割) 円/月 (2割)			数等
要支援度による区分なし	介護職員処要		善	禾	1, 756 円	負担 176 351 527 349 698	四/月 (1割) 円/月 (2割) 円/月 (3割) 円/月 (1割)			数等
要支援度による区分が	介護職員処要		善	禾	1, 756 円	負担 176 351 527 349 698	四/月 (1割) 円/月 (3割) 円/月 (3割) 円/月 (1割) 円/月 (2割)			数等

区

分

あ

要

要

サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

援

援

支

支

1

2

1月に1回

25 円月 (1割) 50 円月(2割)

75 円月(3割)

51 円/月 (1割)

101 円/月(2割) 151 円/月(3割)

ı		
	×	月平均の利用者の数が当事業所の定員を上回った従業者の数が人員配置基準を下
		回った場合は、上記金額のうち基本単位数に係る翌月の利用料及び利用者負担額は、
		70/100 となります。

251 ∄

501 ∄

- ※ 利用者負担額は1割として記載しておりますが、使用者等の所得により2割、3割となる ことがあります。
- ※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、 全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付し ますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護予防サービス費の支給(利用 者負担額を除く)申請を行ってください。
- ※ 高齢者虐待防止の措置が未実施の場合は、基本単位数に係る翌月の利用料及び利用者 負担額は、90/100となります。
- ※ 業務継続計画の策定等が未実施の場合は、基本単位数に係る翌月の利用料及び利用者

負担額は、90/100となります。

※ 送迎を行わない場合は、片道につき、491円(利用者負担50円)減額されます。

4 その他の費用について

① 送迎費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、送迎に要する費用の実費を請求いたします。
② 食事の提供 に要する費用	朝食450円 昼食680円(おやつ代含む) 夕食560円
③ おむつ代	必要分はご持参頂きます。貸し出しをした場合は現物で返却頂きます。
④ 日常生活費	実費を頂く場合があります。

5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合) その他の費用の請求及び支払 い方法について

① 利用料、利用者負担額	ァ 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及び
(介護保険を適用する	その他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用
場合)、その他の費用の	月ごとの合計金額により請求いたします。
請求方法等	ィ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月
	15日までに利用者あてお届け(郵送)します。
② 利用料、利用者負担額	ァ サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利
(介護保険を適用する	用者控えと内容を照合のうえ、請求月の22日までに、
場合)、その他の費用の	下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。
支払い方法等	(ア)事業者指定口座への振り込み
	(イ)利用者指定口座からの自動振替
	(ウ)現金支払い
	ィ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によ
	らず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されます
	ようお願いします。(医療費控除の還付請求の際に必要
	となることがあります。)

※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間)を確認させていただきます。 被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要支援認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、介護予防支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る介護予防支援事業者等が作成する「サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「通所介護相当サービス個別計画」を作成します。なお、作成した「通所介護相当サービス個別計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします
- (4) サービス提供は「通所介護相当サービス個別計画」に基づいて行ないます。なお、「通所介護相当サービス個別計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 当従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行ないます。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	施設長	羽田	浩朗
虐待防止に関する担当者	管理者	中川	健太郎

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・ 同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、 これを市町村に通報します。

8 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性·····直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性・・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性・・・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

9 ハラスメントの防止について

事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる 性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上かつ相当な範囲を超えた ものにより従事者の就業環境が害されることを防止するため、次の措置を講じます。

- (1) ハラスメント防止に関する指針の策定
- (2) ハラスメントを防止するための従事者に対する研修の実施
- (3) その他ハラスメント防止のために必要な措置

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者への漏洩を防止するものとします。 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

11 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

第一連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	
	続柄	
第二連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	
	続柄	
第三連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	
	続柄	
主治医	氏名	
	医療機関名	
	住所	
	電話番号	

12 事故発生時の対応方法について

利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る介護予防支援事業者等(地域包括支援センターより介護予防支援の業務を受託している居宅介護支援事業者を含む。以下同じ。)に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する通所介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【茨木市の窓口】	所 在 地 茨木市駅前3丁目8番13号 電話番号 072-620-1639
	77ックス番号 072-622-5950
長寿介護課	受付時間 午前8時45分~午後5時15分
	所在地
	加 年 地 電話番号
	電前番号 ファックス番号
	7777/ 衛号
	所在地
	···
	電話番号
	ファックス番号
	受付時間
	所 在 地
	電話番号
	ファックス番号
	受付時間
	事業所名
	所在地
【介護予防支援事業者】	電話番号
	担当介護支援専門員
	氏名

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 損害保険ジャパン日本興亜株式会

社保険名 福祉事業者賠償責任保険

13 心身の状況の把握

通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健 医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 介護予防支援事業者等との連携

- ① 通所介護相当サービスの提供に当り、支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「通所介護相当サービス個別計画」の写しを、利用者の同意を得た上で介護予防支援事業者等に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに介護予防支援事業者等に送付します。

15 サービス提供の記録

- ① 通所介護相当サービスの実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その 記録はサービス完結の日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

16 非常災害対策

① 事業所に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する 取り組みを行います。

災害対策に関する担当者(防火管理者)

職・氏名:(茨木市沢池多世代交流センター所長 辻 悠太)

- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。 避難訓練実施時期:(毎年2回 5月・ 12月)

17 衛生管理等

- ① 通所介護相当サービスの用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ② 通所介護相当サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように 必要な措置を講じます。
- ③ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

18 提供するサービスの第三者評価の実施状況

			実施日				
第三者による評価	1	あり	評価機関名称				
の実施状況			結果の開示	1	あり	2	なし
	2	なし				•	

19 通所介護相当サービス内容の見積もりについて

- このサービス内容の見積もりは、あなたの通所介護相当サービス個別計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。
- (1) 提供予定の通所介護相当サービスの内容と利用料、利用者負担額(介護保険を 適用する場合)

			サービス内容					人業児		打田本
曜	提供	運動 器機	光亲	口腔 機能		企 車		介護保 険適用	利用料	利用者 負担額
日	時間帯	能	栄養 改善	機能	送迎	食事 提供	入浴	の有無	(月額)	(月額)
		向上		向上				0 1 JW		(7)口尺/

(2) その他の費用

用も可能です。

① 送迎費の有無	重要事項説明書4一①記載のとおりです。
② 食事の提供に 要する費用	重要事項説明書4一②記載のとおりです。
③ おむつ代	重要事項説明書4-③記載のとおりです。
④ 日常生活費	重要事項説明書4一④記載のとおりです。

(3) 1か月当りのお支払い額(利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合) とその他の費用の合計)の目安

- ※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、 サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。 なお、サービス内容の見積もりについては、確認ができれば、別途利用金表の活
- ※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヵ月以内とします。

20 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 苦情処理の体制及び手順
 - ① 提供した通所介護相当サービスに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
 - ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下の とおりとします。

ア 利用者等への周知徹底

- ・施設内への掲示、パンフレットの配布等により苦情解決責任者及び苦情受付 担当者の氏名、連絡先や苦情解決の仕組みについて周知する。
- イ 苦情の受付
 - ・ 利用者からの苦情は随時受け付けると共に、苦情受付簿を作成する
 - 受付簿を作成後は速やかに苦情受付担当者へ申し送る
 - ・苦情受付担当者は苦情を受け付け、事情を聴取すると共に苦情相談票を作成 する。
- ウ 苦情受付の報告
 - 苦情受付担当者は受け付けた苦情を苦情解決責任者に報告する。
- エ 苦情解決に向けての話し合い
 - ・苦情解決責任者は、苦情申し出人との話し合いによる解決に努める
- オ 苦情解決の記録、報告
 - ・苦情受付担当者は苦情受付から解決、改善までの経過と結果について苦情相 談処理報告書に記録。
 - ・苦情解決責任者は苦情解決結果について、苦情申し出人に対して報告する。 また、解決・改善までに時間がかかる場合には経過等について報告する。

カ 苦情解決の公表

・サービスの質や信頼性の向上をはかるために、必要に応じて担当市町村への 報告を行う。

(1) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】	*苦情受付担当者 デイサービス所長 中川 健太郎 所 在 地 茨木市南春日丘5丁目1番8号 電話番号 072-624-2800 ファックス番号 072-631-1302 受付時間 午前9時00分~午後5時45分
	*苦情解決責任者 施設長 羽田 浩朗 所在地 茨木市南春日丘7丁目 11番 22号 電話番号 072-625-6377 77ックス番号 072-620-2413 受付時間 午前9時00分~午後5時45分
【茨木市の窓口】 長寿介護課	所 在 地 茨木市駅前3丁目8番13号 電話番号 072-620-1639 ファックス番号 072-622-5950 受付時間 午前8時45分~午後5時15分
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所 在 地 大阪市中央区常盤町 1 丁目 3 番 8 号 中央大通 F N ビル内 電話番号 06-6949-5418 ファックス番号 06-6949-5417 受付時間 月曜日から金曜日の 午前 9 時 0 0 分~午後 5 時 0 0 分
【第三者委員】	氏名 山口 正弘 住所 茨木市南春日丘5丁目10番23号 電話番号 072-623-2766 氏名 蔵前 行夫 住所 茨木市南春日丘7丁目4番35号 電話番号 072-627-6067

21	重要事項説明の年月日
----	------------

年	月	日	
	年	年 月	年 月 日

上記内容について、「茨木市通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」「茨木市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

	所 在 地	大阪府箕面市白島三丁目5番50号
事	法 人 名	社会福祉法人 大阪府社会福祉事業団
業	代表者名	理事長 行 松 英 明
者	事業所名	沢池デイサービスセンター
	説明者氏名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住	所		
	氏	名	印	

代理人	住	所		
	氏	名	E]